

## 消費生活 だより

くらしの危険

実質無料？ 契約内容をよく確認



スマートフォンが自宅で繋がりにくくなり携帯電話ショップで据置型Wi-Fiルーターを「本体は約7万円(36回払い)だが毎月約2千円の割引サービスがあり実質無料」と勧められ契約した。後日請求明細を確認すると前月より約5千円高かった。別途通信料金がかかると聞いておらず解約を伝えると中途解約の場合は本体代金の支払いが必要と言われた。契約時に通信料金や本体代金の割引条件の説明があれば契約しなかった。



●据置型Wi-Fiルーターを利用するには、通信契約とルーター本体の契約が必要で、一定期間中月々の通信料金を割引引くサービスを提供している事業者では、期間中の契約を続けられれば本体は「実質無料」となりますが、中途解約するとその時点での本体代金の残債を請求されます。

●契約前に月々の支払額、解約時に発生する料金をしっかり確認しましょう。

●内容がよく分からなかったり、必要がない契約は断りましょう。

### 7月の消費生活相談

(専門相談員による面談)



西濃6町のどこでも相談ができます  
 (予約優先)。各会場とも  
 午前10時～正午、  
 午後1時～3時です。

●解約の際は、すぐに契約先事業者に申し出ましょう。

●困ったときは、消費生活相談窓口にご相談ください(消費者ホットライン188)。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	7/1 (水) 15 (水)	☎22-1152
二次元コードからも予約できます		
関ヶ原町	7/8 (水) 22 (水)	☎43-0070
養老町	7/6 (月) 21 (火)	☎32-1108
神戸町	7/13 (月) 27 (月)	☎27-3111
輪之内町	7/2 (木) 16 (木)	☎68-0185
安八町	7/9 (木) 23 (木)	☎64-3111

問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152

## あったかい 言葉がけ運動

たくさんのご応募ありがとうございます。

ご応募の中から一部を紹介いたします。(原文のまま掲載)

体の調子が悪く、電車に乗るときはヘルプマークをつけています。高校生くらいの男の子が、すぐに席を立てて「どうぞ」と言ってくれた。

【岩手地区住民】

娘の自転車が悪く壊れてしまったとき、ランニングをしていて通りかかった男性が「大丈夫ですか？手伝いますよ。」と、壊れた自転車をいっしょに運んでくださったそうです。タイヤが全く動かず、距離も結構あり、猛暑の中だったので、とても助かったし、泣きそうだった気持ちも軽くなったそうです。娘からその話を聞いて、親切にしてくださった方への感謝の気持ちでいっぱいになりました。

【台原小保護者】

毎日十六時に、岩手地区の踏切を貨物列車が通過します。その時刻に下校する小学生が、貨物列車に手を振る様子を見かけます。ほとんどの運転手さんが、笑顔で手を振り返してくれます。先日、窓を下して手を外に出し、満面の笑みで手を振ってくださり、子どもたちは「やったー！」と大はしゃぎ。とてもほっこりする光景に、いつも元気をもらっています。

【北中保護者】

いつも帰るときに「また、明日ね。」って言うってくれるから、また明日いっしょに遊んでくれたり、勉強したりすることができると、学校に行きたくなりました。こうして、学校へ行くのが楽しくなったので、とてもうれしかったです。わたしも友だちに「また明日」や「ありがとう」と言っていて、ともだちともっとなかなかりたいです。

【表佐小3年】

地域の夏の祭り運営係になっていたため、子連れで係の仕事をしていると、地域の方で子どもたちに、「がんばってるね。ありがとう。」「いつも外で、野球の練習頑張っているね。」と声をかけてくださる方が数名みえました。地域の方が子どもたちの様子を見守ってくださっていることを感じ、親としてうれしくなりました。

【東小保護者】

図書館の委員の仕事がうまくできなかった人に「一緒にやろう。」と声をかけたり、「ほかにやることがあればあります。」と手伝ってくれた生徒たち。思いやりの心がうれしいです。

【不破高教職員】

問 青少年健全育成町民会議・生涯学習課 ☎22-1154